

新旧対照表

○千葉県宅地建物取引業法施行細則

新	旧
<p>第一号様式（第二条）</p> <p style="text-align: center;">免 許 拒 否 通 知</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p> <p>年 月 日付で申請のあつた宅地建物取引業法第3条第1項の規定による免許申請は、下記の理由により免許できないので、同法第5条第2項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、千葉県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>審査請求</u>をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の<u>審査請求</u>をした場合は、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>第一号様式（第二条）</p> <p style="text-align: center;">免 許 拒 否 通 知</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p> <p>年 月 日付で申請のあつた宅地建物取引業法第3条第1項の規定による免許申請は、下記の理由により免許できないので、同法第5条第2項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、千葉県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の<u>異議申立て</u>をした場合は、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

新	旧
<p>第五号様式（第九条）</p> <p style="text-align: center;">登 録 拒 否 通 知</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p> <p>年 月 日付で申請のあつた宅地建物取引業法第18条第1項の登録申請は、下記の理由により登録できないので、宅地建物取引業法施行規則第14条の4第2項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>教示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、千葉県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>審査請求</u>をすることができなくなります。）。</li> <li>この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の<u>審査請求</u>をした場合は、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</li> </ol>	<p>第五号様式（第九条）</p> <p style="text-align: center;">登 録 拒 否 通 知</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p> <p>年 月 日付で申請のあつた宅地建物取引業法第18条第1項の登録申請は、下記の理由により登録できないので、宅地建物取引業法施行規則第14条の4第2項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p>教示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>6.0日</u>以内に、千葉県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>6.0日</u>以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。）。</li> <li>この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の<u>異議申立て</u>をした場合は、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</li> </ol>